主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人横地博の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の判例はいずれ も事案を異にし本件に適切でなく、その余は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四 〇五条の上告理由にあたらない。

なお、原審の罪数判断には首肯しえない点があるが、未だ同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五三年二月二一日

最高裁判所第一小法廷

里	萬	崎	藤	裁判長裁判官
_	盛		岸	裁判官
夫	康	上	岸	裁判官
光	重	藤	寸	裁判官
亨		Ш	本	裁判官